

第45回手紙作文コンクール 応募要項

1 目的

将来を担う子どもたちが手紙に親しみ、手紙を書く機会を増やすことで意思を相手に伝える能力を向上させるとともに、文章表現によるコミュニケーションの魅力を知ってもらうことで、手紙文化の一層の振興を図り、心豊かな子どもたちを育むことを目的とします。

2 実施機関

- (1) 主催：郵便事業株式会社
- (2) 後援：文部科学省、社団法人全国学校図書館協議会、全国市町村教育委員会連合会、全国連合小学校長会、全日本中学校長会、全国高等学校長協会、日本私立小学校連合会、日本私立中学高等学校連合会（以上予定）

3 応募期間

平成24年7月17日（火）から同年9月18日（火）まで（当日消印有効）

4 応募方法

学校単位でまとめて応募する方法と、個人で応募する方法の2つの方法があります。それぞれ以下の手順で送付してください。

(1) 学校単位で応募する方法（応募票及び出品票が必要です。）

- ア 応募票に必要事項を記入する。
 - イ 応募票を、それぞれ作品の裏面に貼り付ける。
 - ウ 作品を所属学校の先生に提出する。
＜所属学校の先生＞
 - エ 作品を取りまとめ、出品票を作成する。
 - オ 作品の一番上に「出品票のコピー」を添付する。
（出品票の原本はご担当の先生が保管してください。）
 - カ まとめて封筒等に入れ、「5 応募先」に送付する。
- ※ 「応募票」「出品票」は、記載内容に漏れがないよう、必要事項を全て記入の上、必ず作品に添付してください。
- ※ 「出品票」の記載項目と同等の記載があれば、クラス名簿等で代用することができます。

(2) 個人で応募する方法（出品票は不要です。）

- ア 応募票に必要事項を記入する。
- イ 応募票を作品の裏面に貼り付ける。
- ウ 「5 応募先」に送付する。

5 応募先

〒354-0045
埼玉県入間郡三芳町上富1141-10
「第45回 手紙作文コンクール」事務局

6 応募部門、応募要項等

部 門	はがき作文部門	絵手紙部門
応募資格	小学生	制限なし
応募区分	小学校1年生の部 小学校2年生の部 小学校3年生の部 小学校4年生の部 小学校5年生の部 小学校6年生の部	幼児の部 小学校1～3年生の部 小学校4～6年生の部 中学生・高校生の部 一般の部
テ ー マ	特定の相手に自分の体験したことや考えなどを伝える	
形 式	はがきを用いてください。 【サイズ等】 ■ 大きさ：縦 14.0～15.4 cm × 横 9～10.7 cm ■ 重さ：2～6g ■ 材質：紙 ※ 郵便事業株式会社発行の郵便はがきは、この条件を満たしています。	
注 意 事 項	■ 応募票に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付けてください。 ■ 日本語で手書きされた作品を受け付けます。 ■ 主に文章で表現することとし、絵を書き入れることも可能とします。	■ 応募票に必要事項を記入し、作品の裏面に貼り付けてください。 ■ 絵と文字で表現された手書きの作品を受け付けます。

7 審査基準

「はがき」「絵手紙」の基本的な特徴を踏まえた作品。

(1) はがき作文部門

- ア 応募者が実際に体験したことや考えが十分に表現された作品。
- イ 「こんな手紙をもらったら嬉しい、楽しい」と感じられる作品。
- ウ コミュニケーションの価値や楽しさが実感できる作品。
- エ 手紙の良さがわかるきっかけとなる作品。
- オ 書くことの大切さ、手書きの良さが学べる作品。

(2) 絵手紙部門

- ア 絵と文字が調和し、いきいきと表現されている作品。
- イ 「こんな手紙をもらったら嬉しい、楽しい」と感じられる作品。
- ウ コミュニケーションの価値や楽しさが実感できる作品。
- エ 絵手紙として創意工夫があり、他の模範となる作品。
- オ 書くことの大切さ、手書きの良さが学べる作品。

8 応募にあたって

- (1) 作品は本人自身の創作で、未発表のものに限ります。
 なお、「絵手紙部門 幼児の部」において、幼児が文字を書けない場合でも、保護者等による加筆は行わないでください。
- (2) 著作権等による争議が生じた場合、郵便事業株式会社は一切の責任を負いません。
 また、著作権等の侵害に抵触するおそれのある作品は応募を受け付けません。
 なお、本人の創作でないことが判明した場合は、入賞を取り消します。
- (3) 応募作品の諸権利は、郵便事業株式会社に帰属します。
- (4) 1人数点応募することも可能ですが、入賞する作品は各部門（はがき作文部門、絵手紙部門）1点までとします。
- (5) 原則として、作品は応募年のものとします。
- (6) 応募作品の返却はいたしません。

